

第2章

快適で安全・安心な生活環境のまち

2-1 環境保全

▶ 目的と方針

涸沼を有する町として、内外に誇りうる環境共生のまちづくりを進めるため、涸沼の保全・水質改善に向けた取り組みをはじめ、環境保全施策を積極的に推進します。

▶ 現状と課題

今日の環境問題は、地球温暖化などの地球環境問題をはじめ、国・地域における自然の減少や水質汚濁など、地球的規模のものから住民生活に身近なものまで多岐に及んでおり、世界・国・地域、そして住民一人ひとりが、持続可能な社会の形成に向けた具体的な行動を積極的に行うことが強く求められています。

本町は、絶滅危惧種であるヒヌマイトトンボをはじめ、海と川の魚介類や多様な植物が生息するとともに、数多くの水鳥が飛来する涸沼を有するなど、水と緑の豊かな自然が息づいています。

本町では、こうした優れた環境を将来にわたって保全していくため、平成21年度に「茨城町環境基本条例」を制定、平成24年度には「茨城町環境基本計画」及び「茨城町地球温暖化対策実行計画」を策定し、涸沼の水質改善や地球温暖化の防止に向けた取り組みをはじめ、環境保全に向けた各種施策を展開してきました。

また、平成27年5月に涸沼が国際的に重要な湿地としてラムサール条約に登録されたことを契機に、環境保全に対する意識を一層醸成させていくことが必要となります。

今後、こうした取り組みは、地球環境の保全や地域の自然環境の保全はもとより、町の魅力やイメージを向上させ、人々が定住・移住したくなる環境づくり

にもつながるものとして、本町のまちづくりにとって一層重要性を増すことが見込まれます。

このため、涸沼の保全・水質改善をはじめ、身近な自然環境から地球環境までを視野に入れた環境保全施策を積極的に推進し、内外に誇りうる環境共生のまちづくりを進めていく必要があります。

■施策の体系

環境保全	涸沼の保全に関する意識啓発等の推進
	涸沼の水質改善
	地球温暖化対策の推進
	公害対策の推進
	環境保全団体の自主的な活動の促進

▶主要施策

2-1-1 涸沼の保全に関する意識啓発等の推進

- ①涸沼がサテライト会場となっている「第17回世界湖沼会議（いばらき霞ヶ浦2018）」に参画し、涸沼の保全に関する気運の醸成や町民活動の活性化を促進します。
- ②「茨城町涸沼環境フェスティバル」を開催し、涸沼の貴重な自然環境についての情報を発信するとともに、涸沼の保全に関する意識の啓発に努めます。
- ③涸沼環境学習会を開催し、次代を担う子どもたちが涸沼と町の将来について考えていく場の創出に努めます。

2-1-2 涸沼の水質改善

涸沼流域全体で水質改善に取り組む「クリーンアップひぬまネットワーク」との連携を強化し、涸沼流域住民の水質改善意識の一層の醸成、クリーン作戦など水質改善に向けた各種実践活動の活発化を促進します。

2-1-3 地球温暖化対策の推進

- ①行政が率先して地球温暖化対策を進めるため、町役場の事務事業で発生する温室効果ガスの排出削減に向けた取り組みを進めます。
- ②町全体で地球温暖化対策を進めるため、広報・啓発活動を積極的に推進し、緑のカーテンやエコドライブをはじめ、家庭や事業所における実践活動を促進します。

2-1-4 公害対策の推進

近隣騒音や生活排水による河川の汚濁、違法な野焼きなどの生活型の公害の防止に向け、町民のマナーの向上を促すため、広報紙やホームページを通じて関係法令の周知等を行います。

2-1-5 環境保全団体の自主的な活動の促進

環境美化活動や水質保全活動等を行う環境保全団体の活動支援を行い、自主的な活動の活発化を促進します。

■ベンチマーク（成果指標）

指 標 名	単 位	平成28年度 （実績値）	平成34年度 （目標値）
酒沼環境学習会参加者数(累計)	人	175	1,000
酒沼のCOD ^{※10}	mg/ℓ	5.6	5.0
町内一斉ごみ拾い参加者数	人	12,178	13,000

※ 10 化学的酸素要求量。水質汚濁の指標の一つで、値が大きいほど水中の有機物が多いことを示し、水質汚濁の程度も大きくなる。

■町民等に期待される主な役割

町民	<ul style="list-style-type: none">○環境イベントや学習会等に参加し、酒沼の保全・水質改善に関する意識を高めましょう。○クリーン作戦など酒沼の水質改善に向けた実践活動に参画しましょう。○家庭における身近な地球温暖化対策を行いましょ。○関係法令を遵守し、公害が発生しない生活を送りましょ。○環境保全団体が実施する環境美化活動や水質保全活動に積極的に参画ましょ。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none">○地域や団体は、環境イベントや学習会等に参加し、酒沼の保全・水質改善に関する意識を高めましょ。○地域や団体、事業者は、クリーン作戦など酒沼の水質改善に向けた実践活動に参画ましょ。○事業者は、事業所における地球温暖化対策を行いましょ。○環境保全団体は、活動体制の充実に努め、環境美化活動や水質保全活動を行いましょ。



酒沼環境フェスティバル



酒沼環境学習会

2-2 ごみ処理等環境衛生

▶ 目的と方針

持続可能な循環型社会の実現に向け、広域的連携のもと、ごみの適正処理及び資源化、し尿の適正処理に努めます。

また、斎場の適正な管理・運営に努めます。

▶ 現状と課題

これからのまちづくりにおいては、廃棄物の減量化・資源化等の身近な取り組みを積み重ねることで、持続的発展を可能にする循環型社会を実現する必要があります。

本町のごみ処理は、現在、小美玉市と構成する「茨城美野里環境組合」で行っています。しかし、施設の老朽化が進んでいることなどから、広域処理の枠組みを再編し、石岡市とかすみがうら市を加えた4市町で構成する「霞台厚生施設組合」において、平成33年度までに新たなごみ処理施設を整備する計画を推進しています。

また、し尿処理は、水戸市、笠間市、小美玉市と構成する「茨城地方広域環境事務組合」で行っています。

本町では、平成25年度に「茨城町一般廃棄物処理基本計画」を策定、平成28年度には「茨城町まちをきれいにする条例」を制定し、廃棄物の適正処理や資源化、不法投棄の防止、環境美化などに取り組んでいます。

しかし、近年のごみの排出量は増加傾向にあるとともに、リサイクル率も県平均と比較すると低くなっています。また、不法投棄も依然として後を絶たない状況となっています。

このような状況を踏まえ、今後は、新たな枠組みによるごみ処理体制への円滑な移行を進めていくとともに、ごみの減量化・資源化、不法投棄の防止等に一層積極的に取り組み、循環型社会の実現を目指していく必要があります。

また、町営斎場の「いばらき聖苑」については、老朽化が進んでおり、計画的な修繕等を行い、適正に管理・運営していく必要があります。

■施策の体系

ごみ処理等 環境衛生	ごみの適正処理と資源化等の促進
	し尿の適正処理
	ごみの不法投棄の防止
	斎場の適正な管理・運営

▶ 主要施策

2-2-1 ごみの適正処理と資源化等の促進

- ①広域的連携のもと、新たな資源化手法の設定やごみ処理施設の遠方化への対応など、新たなごみ処理体制への移行に必要な施策を検討・推進し、円滑な移行を図ります。
- ②広報紙やホームページにより、ごみの分別方法の周知徹底を図るとともに、町民が自主的に行っている集団資源回収活動など、ごみの資源化に向けた町民、事業者、町の協働による取り組みを推進します。

2-2-2 し尿の適正処理

広域的連携のもと、し尿処理施設の適切な維持管理を行うとともに、効率的な運営体制の維持に努めます。

2-2-3 ごみの不法投棄の防止

ごみのない美しいまちづくりに向け、「茨城町まちをきれいにする条例」の周知を行うとともに、不法投棄監視員や県・警察と連携して監視体制の強化を図り、不法投棄の防止に努めます。

2-2-4 斎場の適正な管理・運営

「いばらき聖苑」について、老朽化した施設・設備の保守点検を行いながら、計画的な修繕を実施し、適正な管理・運営に努めます。

■ベンチマーク（成果指標）

指 標 名	単 位	平成28年度 （実績値）	平成34年度 （目標値）
町民一人一日あたりのごみの排出量	g	871	711
ごみのリサイクル率（ごみ総排出量における資源ごみの割合）	%	16.2	18.0

■町民等に期待される主な役割

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ出しのルールを守り、分別を徹底しましょう。 ○自主的な資源集団回収活動を行いましょう。 ○「茨城町まちをきれいにする条例」により、ごみのない美しいまちづくりに協力しましょう。
地 域 ・ 団 体 ・ 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や団体、事業者は、ごみ出しのルールを守り、分別を徹底しましょう。 ○地域や団体は、自主的な資源集団回収活動を行いましょう。 ○地域や団体、事業者は、「茨城町まちをきれいにする条例」により、ごみのない美しいまちづくりに協力しましょう。

2-3 上・下水道

▶ 目的と方針

安全・安心な水の安定供給に向け、将来にわたって持続可能な水道事業を推進するとともに、涸沼や河川の水質保全と快適な生活環境づくりに向け、生活排水処理施設の整備及び普及促進を図ります。

▶ 現状と課題

今後の水道行政においては、人口減少社会や災害に対応した施設の維持管理や修繕、計画的な更新を行うことにより、将来にわたり持続可能な水道事業を推進することが求められています。

本町においても、今後とも持続的な事業運営を実現し、安全な水の供給を行い続けるためには、水道事業を最適化していく必要があります。

このため、町の水道施設を常に健全かつ最適な状態に維持していく必要があり、計画的な保全により施設の長寿命化を図るとともに、町民が安全・安心に利用できる施設として計画的な更新を行う必要があります。

また、水道事業経営の持続性と健全性を確保するため、適正な財政基盤の見直しが必要であることから、人口減少に伴う水需要の変化に対応し、給水体制を適切な規模に見直すことにより、施設の更新及び将来の維持管理に要する費用を縮減することが重要です。

一方、生活排水処理施設の整備と普及促進にあたっては、公共用水域の水質保全や生活環境の改善を図るため、県が策定した「生活排水ベストプラン」に基づき、各種の汚水処理事業（公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽）を進めています。

それぞれの事業にあたっては、地域特性等を踏まえ、効率的な施設の整備を進めるとともに、町民への水質保全に関する啓発活動等を行い、水洗化率の向上を図ることが必要です。

公共下水道の整備においては、全体計画面積を 1,478.3ha、事業認可区域を 420.3ha として定め、市街化区域を中心とした管渠の整備を推進しています。平成 30 年度からは、新たな事業区域として、大型商業施設を中心とした長岡・前田地区の整備に着手します。整備にあたっては、投資の平準化とともに、効

果的な整備を推進することが必要です。

農業集落排水事業では、「茨城町生活排水処理整備計画」に基づく計画区域10地区のうち、4地区（飯沼地区・下石崎地区・涸沼南地区・逆川地区）の整備が完了しており、あわせて318haの地域において供用が開始されています。引き続き安定した汚水処理を図るため、適正な維持管理を行うとともに接続率向上への対策等を行う必要があります。

公共下水道事業計画区域と農業集落排水事業実施区域以外の区域における生活排水対策としては、し尿と生活雑排水をあわせて処理できる合併処理浄化槽への転換を図るため、設置に対する補助事業を実施していますが、引き続き普及促進に努める必要があります。

■ 施策の体系

上・下水道	水道施設の整備
	水道事業の基盤強化
	公共下水道の整備
	農業集落排水の整備
	合併処理浄化槽の普及促進

▶ 主要施策

2-3-1 水道施設の整備

- ① 今後の水需要を考慮し、水道施設の集約化・効率化を図るため、浄水施設の統廃合及び管路等の更新計画に基づき、施設の整備に努めます。
- ② 施設の整備とあわせ、水の安定供給を図るため、共用給水管から配水管への転換など、水道管理体制の充実を図ります。

2-3-2 水道事業の基盤強化

- ① 安全・安心な公共サービスを持続できる事業運営に向け、利用者ニーズの把握に努めるとともに、施設の更新を見据えた財源の確保に向け、コストの削減を図るなど、効率的で健全な水道事業の運営を行います。
- ② 町民の水道事業に対する理解を深め、未加入世帯の加入を促進します。

2-3-3 公共下水道の整備

- ①事業計画区域における早期かつ低コストな工法の検討と導入を行い、経済効率の高い整備を推進するとともに、様々な啓発活動を行い、供用開始された区域における接続率の向上を図ります。
- ②浄化センターや污水管などの処理施設について、中長期的なストックマネジメント^{※11}に関する計画の策定を図り、適切な維持管理と安定した汚水処理に努めます。
- ③経営環境の変化に対応すべく、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組むとともに、効率化・経営健全化を図るべく地方公営企業法適用化を図り、公共下水道事業会計の安定化に努めます。

2-3-4 農業集落排水の整備

- ①農業・農村地域における用排水施設の機能維持とともに生活環境の向上や水質の改善を図るため、新たな整備計画区域の調査・検討を行うとともに、供用開始地区における未接続者に対し、生活排水処理の重要性についての啓発活動や戸別訪問等を行い、接続率の向上を図ります。
- ②中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組むとともに、効率化・経営健全化を図るべく地方公営企業法適用化の検討を行います。また、施設の長寿命化を図るなど適正な維持管理を推進し、農業集落排水事業会計の安定化に努めます。

2-3-5 合併処理浄化槽の普及促進

- ①従来型の生活排水処理方法（汲み取りや単独処理浄化槽）から合併処理浄化槽への転換と普及促進を図るため、引き続き合併処理浄化槽設置整備に対する補助を行うとともに、計画的な補助基数の拡充を図ります。
- ②既存の合併処理浄化槽設置者に対し、適切な保守管理と点検の重要性について、関係機関と連携を図りながら啓発や指導を行います。

※ 11 既存施設の有効活用や長寿命化を図り、建設から修繕・保全、廃棄処分等に至るトータルコストを低減するための管理手法。

■ベンチマーク（成果指標）

指 標 名	単 位	平成28年度 （実績値）	平成34年度 （目標値）
上水道有収率	%	91.4	92.6
上水道普及率	%	89.0	90.8
石綿セメント管の残存延長	km	7.9	5.4
汚水処理人口普及率	%	65.9	72.0
公共下水道施設接続率	%	79.6	83.0
農業集落排水施設接続率	%	89.7	90.5

■町民等に期待される主な役割

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○未加入世帯は、水道事業に対する理解を深め、加入に努めましょう。 ○生活排水処理の重要性について理解を深め、公共下水道施設や農業集落排水施設への接続、合併処理浄化槽の設置に努めましょう。 ○合併処理浄化槽の適切な保守管理・点検を行いましょ。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や団体は、行政と連携して町民への啓発活動等を行い、公共下水道施設や農業集落排水施設への接続、合併処理浄化槽の設置を促しましょう。

2-4 公園・緑地

▶ 目的と方針

良好な都市環境の形成やレクリエーション空間の創出、花と緑あふれる美しく快適な環境づくりに向け、公園・緑地の整備充実、町ぐるみの緑化推進に努めます。

▶ 現状と課題

公園・緑地は、良好な都市環境の形成やレクリエーション空間の創出、防災性の向上、景観形成などの重要な機能を有しています。

現在、本町には、奥谷公園や長岡公園をはじめとする都市公園・緑地が6箇所、洵沼自然公園や広浦公園、親沢公園をはじめとする都市公園以外の公園・緑地が10箇所整備されており、町民の憩い・やすらぎの場として、また観光・交流、レクリエーションの場として利用されています。

しかし、都市公園については、現在、町民一人あたりの都市公園面積は4.05㎡で、「茨城町都市公園条例」に基づく面積基準の10㎡に満たない状況となっており、計画的な整備が必要となっています。その他の公園・緑地についても、観光・交流資源等としての活用を見据えた整備が求められています。

また、これらの公園・緑地は、遊具などの設備の老朽化が進み、安全性の確保が課題となっているほか、適正な維持管理が求められています。

このため、関係団体等との協働による公園・緑地の維持管理及び遊具等の公園設備の点検・更新に努めるとともに、新たな公園・緑地の整備を進めていく必要があります。

また、本町では、関係団体等による緑化運動や花づくり運動の促進に努めていますが、今後とも、これらの取り組みを積極的に推進し、花と緑あふれる美しく快適な環境づくりを進めていく必要があります。

■施策の体系

公園 ・ 緑地	公園・緑地の整備
	公園・緑地の適切な維持管理
	遊具等の公園設備の点検・更新
	緑化の推進

▶ 主要施策

2-4-1 公園・緑地の整備

①桜の郷地区の公園・緑地の整備を県に働きかけていくほか、前田東原公園については、前田・長岡地区における市街化の状況などを見極めつつ、必要に応じて計画内容の見直しを検討します。

②観光・交流機能の強化に向け、豊かな自然環境を生かした植栽計画の策定や、若宮川を中心とした水辺空間の整備など、水と緑に親しめる空間の創出に努めます。

2-4-2 公園・緑地の適切な維持管理

既存の公園・緑地について、関係団体や企業等との協働により、適切な維持管理を行います。

2-4-3 遊具等の公園設備の点検・更新

安全性の確保と利用率の向上に向け、遊具をはじめとする老朽化した公園設備の点検・更新を計画的に推進します。

2-4-4 緑化の推進

関係団体等による自主的な緑化運動や花づくり運動を促進し、町ぐるみの緑化を推進します。

第1章
総論

第2章
総論

第3章
総論

第1章
基本構想

第2章
基本構想

第3章
基本構想

第1章
基本計画

第2章
基本計画

第3章
基本計画

第4章
基本計画

第5章
基本計画

第6章
基本計画

プロジェクト
重点

資料編

■ベンチマーク（成果指標）

指 標 名	単 位	平成28年度 （実績値）	平成34年度 （目標値）
町民一人あたりの都市公園面積	m ²	4.05	4.20
キャンプ場利用人数	人	2,645	3,500
花と緑の環境美化コンクール参加団体数	団体	14	20

■町民等に期待される主な役割

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○公園・緑地の維持管理活動に参画しましょう。 ○緑化意識を高め、緑化運動や花づくり運動に参画しましょう。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や団体、事業者は、公園・緑地の維持管理活動を行いましょ ○地域や団体、事業者は、緑化意識を高め、緑化運動や花づく



涸沼自然公園キャンプ場

2-5 消防・防災

▶ 目的と方針

近年の大規模災害の教訓を踏まえ、あらゆる災害に強い安全・安心なまちづくりを進めるため、総合的な消防力の向上と防災・減災体制の強化を図ります。

▶ 現状と課題

近年、全国的に火災出場は減少傾向にあり、救急出場は増加の一途をたどっています。また、多様化する災害に対し、出場体制も変化しています。

本町では、工業団地や桜の郷地区等に各種事業所が進出しています。そして、施設の大規模化により災害要因が多様化し、工場などで発生した火災は、鎮火までに長時間を要することも考えられます。そこで、消防・防災における人員を含め、装備や資器材の充実強化は欠かせません。

また、増加する救急要請に対し、適正利用を促すポスターを配布するとともに、高度な資器材を整備して救命率の向上や質の高い応急手当の提供を図っています。

今後のあり方として、超高齢社会の到来を見据えると、総合的な消防力の向上が必要であり、消防学校等や各講習会へ積極的に派遣し、洗練された隊員を増やし活動強化を進めていく必要があります。

また、事業所等への防火指導・消防訓練を積極的に行い、火災の予防に努めるとともに、大規模災害発生時には災害対応に協力してくれる消防団協力事業所を確保しておく必要があります。さらに、共助の面からみても自主防災組織の育成が不可欠です。

また、東日本大震災発生時には、消火栓が使用できなかった状況を踏まえ、消防水利は、消火栓に限らず、耐震性の防火水槽を並行して整備していく必要があります。

一方、防災面では、東日本大震災以降も、全国各地で大規模災害が相次ぎ、人々の防災に対する関心がさらに高まっています。

本町では、指定避難所に防災倉庫を設置し、備蓄食料や飲料水のほか、避難所運営に必要な資器材を整備しています。引き続き、資器材の整備と避難所運営に関する各種マニュアル等の作成が必要です。

また、土砂災害や水害を未然に防止するため、急傾斜地等の危険箇所の把握・周知、河川・水路の改修など、治山・治水対策が求められています。

このようなことから、防災全般の総合的指針である「茨城町地域防災計画」の見直しを随時行い、総合的な防災・減災体制の強化を進めていくとともに、災害時に正確な情報を速やかに発信する必要があります。

また、原子力関連では、本町は東海・大洗地区の原子力事業所からUPZ^{※12}圏内に位置しています。両事業所は、現在は稼働していませんが、東海は、20年延長の再稼働のために原子力規制委員会に適合性審査の申請の動きがあり、大洗については再稼働のための申請をしています。

今後は、これらの動向を注視するとともに、町民の安全を確保するために必要な施策を推進することが重要となっています。

※ 12 緊急時防護措置準備区域。原子力事故発生時に、予防的な防護措置を含め、段階的に屋内退避、避難、一時移転を行う区域で、原子力施設から概ね 30 kmとされている。

■施策の体系

消防 ・ 防災	総合的な消防力の強化
	応急手当の普及啓発
	消防水利の整備
	地域防災力の強化
	総合的な防災体制の確立
	治山・治水対策の推進
	広域避難計画の策定

▶ 主要施策

2-5-1 総合的な消防力の強化

消防力の強化に向け、消防署の各小隊を再編し職員数の増加を図ります。また、消防職員・消防団員を消防学校等や各講習会へ派遣し、知識や技術の向上に努めるとともに、装備や資器材を整備します。

2-5-2 応急手当の普及啓発

各地区の公民館や集会場において、初期の応急手当の重要性を改めて啓発し、応急手当講習会の受講を促進します。

2-5-3 消防水利の整備

東日本大震災の教訓を踏まえ、消火栓の整備と合わせ、耐震性防火水槽の整備を並行して行います。

2-5-4 地域防災力の強化

- ① 地域防災力の担い手として消防団員の確保や施設・装備の計画的更新を図り、消防団の充実・強化を促進します。
- ② 大災害において消防団活動に協力する事業所を募集します。
- ③ 事業所への防火指導・消防訓練を積極的に推進し、火災の予防に努めます。
- ④ 町民が防災に関する正しい知識と行動力を身につけられるよう、防災訓練や各種研修会への参加を促進します。
- ⑤ 防災に関する広報・啓発活動を推進するとともに、地域防災の要となる自主防災組織の育成及び活動支援に努め、町民の防災意識の高揚と地域ぐるみの防災体制の確立を促進します。

2-5-5 総合的な防災体制の確立

- ① 「茨城町地域防災計画」を適宜見直し、総合的な防災体制の強化を進めます。
- ② 防災行政無線のデジタル化及び指定避難所等へのWi-Fi環境※13の整備を進め、災害時の情報伝達手段の確立を図り、速やかな情報発信に努めます。

※13 無線でインターネット等に接続する技術・方式

③指定避難所の備蓄資器材の整備と避難所運営に関する各種マニュアル等の作成、避難路・避難場所の周知徹底を図ります。

④災害発生時に備え、他自治体や企業、団体等との協力体制の強化を図ります。

2-5-6 治山・治水対策の推進

土砂災害及び洪水ハザードマップによる危険箇所の把握と周知を行いながら、関係機関と連携し、河川・水路の改修や急傾斜地の崩壊防止など治山・治水対策を推進し、災害の未然防止を図ります。

2-5-7 広域避難計画の策定

原子力災害が発生もしくは発生する恐れがある場合に、町民の避難等が迅速に行えるよう必要な事項を定めた実効性ある計画として、「茨城町広域避難計画」を策定します。

■ベンチマーク（成果指標）

指 標 名	単 位	平成28年度 (実績値)	平成34年度 (目標値)
普通救命講習実施回数(延べ)	回	18	30
普通救命講習受講者数	人	145	200
防火指導実施回数	回	242	280
消防団協力事業所数	事業所	11	20
消火栓数	箇所	419	437
耐震性防火水槽数	箇所	28	38
自主防災組織世帯率	%	44	60

■町民等に期待される主な役割

<p style="text-align: center;">町民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○応急手当講習会を受講しましょう。 ○消防団に参画し、活動しましょう。 ○避難路・避難場所を確認しましょう。 ○防災訓練や各種研修会に参加しましょう。 ○防災意識を高め、自主防災組織に参画し、活動しましょう。 ○土砂災害や洪水の危険箇所を確認しましょう。
<p style="text-align: center;">地域・団体・事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や団体、事業者は、応急手当の重要性を認識し、その普及に努めましょう。 ○事業者は、防火指導や消防訓練を受け、火災の予防に努めましょう。 ○消防団は、団員の確保や資質の向上を図り、消防力の強化に努めましょう。 ○事業者は、消防団協力事業所として、消防団活動に協力しましょう。 ○団体や事業者は、行政と災害支援協定を結び、災害発生時には、物資提供や復旧活動等に協力しましょう。 ○地域や団体、事業者は、防災訓練や各種研修会に参加しましょう。 ○地域において、自主防災組織の充実・組織化を進め、自主的な防災活動を行いましょう。

2-6 交通安全・防犯

▶ 目的と方針

交通事故や犯罪のない安全・安心なまちづくりに向け、警察や関係団体、町民との連携のもと、交通安全体制、防犯体制の強化を図ります。

▶ 現状と課題

交通事故の発生件数は全国的に減少傾向にありますが、高齢化の進行に伴い、近年、交通事故死者数の減少幅が縮小するなど、交通事故情勢は依然として厳しい状況となっています。

本町においても、交通事故発生件数は減少傾向にあるものの、交通事故死者数が依然として多い状況にあります。

また、全国的に子どもや高齢者が交通事故に巻き込まれることが多くみられるため、各年齢層に応じた交通安全対策が求められています。

このため、学校と連携した交通安全教室の開催、警察や「水戸地区交通安全協会茨城支部」、「茨城町交通安全母の会」などと連携した交通安全運動の展開など、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に向けた取り組みが必要となっています。

また、安全な交通環境を確保するため、カーブミラーや道路区画線などの交通安全施設を整備していますが、今後も、危険箇所については整備充実を進めていく必要があります。

一方、防犯については、近年、身近な生活の場でも犯罪が発生しているほか、犯罪の多様化・巧妙化が進んでおり、安全・安心なまちづくりを進める上で防犯対策の重要性が高まっています。

住民が安心して生活していくためには、行政や関係機関・団体が連携した安全確保の取り組みはもとより、家庭や地域が一体となった防犯環境づくりが重要です。また、少子高齢化や核家族化の進行等により、地域の結びつきが希薄化していることから、一人でも多くの住民が防犯対策の重要性を認識し、地域ぐるみの防犯活動につながるよう、啓発活動を強化することが重要です。

本町では、警察や防犯連絡員などと連携し、防犯活動を展開していますが、引き続き、連携・協力体制や情報の共有化を図るとともに、自主的な防犯活動の普及を進めていく必要があります。

■施策の体系

交通安全 ・ 防犯	交通安全普及啓発活動の推進
	交通安全施設の整備
	交通安全団体の支援
	防犯意識の啓発
	地域ぐるみの防犯活動の促進
	防犯環境の整備

▶ 主要施策

2-6-1 交通安全普及啓発活動の推進

- ①警察や関係団体と連携し、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に向けた啓発活動に取り組み、市民の交通安全意識の向上に努めます。
- ②広報紙や車両広報、交通安全運動期間における街頭キャンペーンなどを通じ、交通安全に関する広報活動の強化を図ります。
- ③幼稚園、小学校、中学校等において、歩行や自転車の乗り方に関する交通安全教室を実施し、子どもの安全意識を高めます。
- ④高齢者の交通事故が増加している現状を踏まえ、高年者クラブなどの団体との連携や長生大学における交通安全講話を通じて高齢者の交通事故防止を図ります。

2-6-2 交通安全施設の整備

- ①警察や道路管理者等と連携し、歩行者が安心して歩くことのできる道路環境の整備を推進するとともに、危険箇所の調査・検証結果を踏まえた交通安全施設の整備を推進します。
- ②安全に運転することのできる道路環境の確立を図るため、カーブミラーや道路区画線などの交通安全施設を充実させるとともに、警察の管轄である信号機などの整備について調整を図ります。

第1章
総論

第2章
総論

第3章
総論

第1章
基本構想

第2章
基本構想

第3章
基本構想

第1章
基本計画

第2章
基本計画

第3章
基本計画

第4章
基本計画

第5章
基本計画

第6章
基本計画

プロジェクト
重点

資料編

2-6-3 交通安全団体の支援

交通安全普及啓発活動の中心的役割を果たしている「水戸地区交通安全協会茨城支部」、「茨城町交通安全母の会」等の活動を支援し、交通安全活動の促進に努めます。

2-6-4 防犯意識の啓発

警察や関係団体と連携し、防犯に関する情報提供や広報・啓発活動に取り組み、町民の防犯意識の向上に努めます。

2-6-5 地域ぐるみの防犯活動の促進

- ①防犯連絡員が、地域の防犯活動の中心を担ってもらうよう支援します。
- ②学校支援ボランティアや子どもを守る110番の家など、町民が主体的に行う防犯活動を支援します。

2-6-6 防犯環境の整備

- ①地域の安全を守るため、通学路を中心に防犯灯の整備を図るとともに、適切な維持管理に努めます。
- ②道路や公園の樹木管理について、管理者と連携し、死角をつくらないなどの安全・安心な防犯環境の整備に努めます。

■ベンチマーク（成果指標）

指 標 名	単 位	平成28年度 （実績値）	平成34年度 （目標値）
人身交通事故発生件数	件	135	100
警察等と連携した交通安全教室の開催回数	回	9	17
防犯灯設置数	基	3,265	3,300

■町民等に期待される主な役割

<p>町民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○交通安全関連事業や交通安全教室等に参加し、交通安全意識を高め、交通ルールや交通マナーを守りましょう。 ○交通安全に関する危険箇所の情報を行政に伝えましょう。 ○交通安全団体のメンバーとして活動しましょう。 ○防犯関連事業等に参加し、防犯意識を高め、身近な防犯対策を行いましょ。 ○防犯連絡員として活動するとともに、地域や団体が行う地域ぐるみの各種防犯活動に参画しましょう。 ○防犯に関する危険箇所の情報を行政に伝えましょう。
<p>地域・団体・事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や団体、事業者が一体となって、交通安全関連事業や交通安全教室、広報・啓発活動等を行いましょ。 ○地域や団体は、交通安全に関する危険箇所の情報を行政に伝えましょ。 ○地域や団体、事業者が一体となって、防犯関連事業や広報・啓発活動等を行いましょ。 ○地域や団体は、地域ぐるみの各種防犯活動を行いましょ。 ○地域や団体は、防犯に関する危険箇所の情報を行政に伝えましょ。



全国交通安全運動街頭キャンペーン

2-7 消費者対策

▶ 目的と方針

町民の消費生活の安定と向上に向け、教育・啓発や相談など、近年の環境変化に即した消費者対策を推進します。

▶ 現状と課題

消費者を取り巻く環境は、少子高齢化の進行や情報化の進展、消費生活のグローバル化等により変化し、これらに伴い、消費者の意識や行動、消費者トラブルの内容等も絶えず変化しています。

本町では、平成 22 年度に消費生活センターを設置し、各種相談を受け付けていますが、消費者を取り巻く環境も変化していることから、関係機関・団体等と連携し、引き続き相談体制の強化に努めていかなければなりません。

また、消費者トラブルにあわないためには、町民が消費生活に必要な情報や知識を得ることが必要であることから、近年の環境変化に即した消費者教育・啓発や情報提供に努める必要があります。

■ 施策の体系

消費者対策	消費者教育・啓発等の推進
	消費者保護体制の強化

▶ 主要施策

2-7-1 消費者教育・啓発等の推進

- ①消費者が自ら判断し、安全・安心な消費生活を送ることができるよう、児童から高齢者まで年齢層に応じたきめ細かな消費者教育・啓発を推進します。
- ②消費者トラブル等に関する最新情報の提供に努めます。
- ③消費生活に関する出前講座等を実施し、学習機会の提供に努めます。

2-7-2 消費者保護体制の強化

- ①相談体制の充実に向け、相談員を各種研修に参加させるなど、相談員のスキルアップに努めます。
- ②常に変化する様々な消費者トラブルに対応することができるよう、関係機関・団体等との連携を強化し、情報の収集や共有を進めます。

■ベンチマーク（成果指標）

指 標 名	単 位	平成28年度 （実績値）	平成34年度 （目標値）
消費生活センターへの相談件数	件	94	50

■町民等に期待される主な役割

町 民	<ul style="list-style-type: none">○消費者意識・知識を高め、消費者トラブルにあわないようにしましょう。○消費者トラブルの発生時には、速やかに相談し、早期解決に努めましょう。
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none">○地域や団体は、最新の情報や知識を共有し、情報発信と被害の未然防止に努めましょう。○事業者は、消費者への安全・安心な商品の提供や適正な商品表示等に努めましょう。